

セーフティネット保証5号 認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第2条第5項第5号】 業況の悪化している業種（全国的）

■認定基準

- ・指定業種に属する事業を営んでいる中小企業者であること。
※中小企業庁HP「[セーフティネット保証5号の指定業種一覧](#)」を参照。
- ・個人の場合は事業実態のある事業所、法人の場合は登記上の住所地または事業実体のある事業所が、武蔵野市内にあること。
- ・最近3カ月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
※申請月の3か月前から前月までの期間と前年同期との比較。減少率は少数点第2位以下切り捨て。
※<利益率要件>が追加されました。詳しくは市HPを確認してください。

■提出書類

①認定申請書

様式は、市HPまたは産業振興課窓口で取得してください。

※(イ)-①・(イ)-②は、別添書類があります。

※実印を押印してください。

②（個人の場合）・直近の確定申告書の第1表

・申告決算書（月別売上が分かるページ）

（法人の場合）・直近の法人税確定申告書の別表1

・決算報告書および法人事業概況説明書（表紙及び月別売上がわかるページ）

※e-TAX『受信通知』を添付してください。『受信通知』が無い場合は、申告書のコピーの余白に、税務署に確定申告した日付を記入してください。（令和7年1月以降、税務署で申告書等の控えに収受日付印の押なつがされなくなり、取扱いを一部変更いたしました。）

③（個人の場合）住民票または印鑑証明

（法人の場合）履歴事項全部証明書

※コピー可。いずれも交付から3か月以内のものを提出してください。

※住所・本店所在地が市外の場合は、別途、市内に主たる事業所があることを証明する書類を提出してください。

④売上高を証明する書類

法人事業概況説明書、月次損益計算書（試算表）、売上台帳など、売上高を月別で確認できる書類で、余白に申請者名・所在地・実印を付したものを。

（個人の場合）住所・氏名・本人実印

（法人の場合）法人名・代表者名・本店所在地・法人実印

※税務署への申告と相違しているものは認められません。

※(ロ)-①、(ロ)-②原油高要件の様式を使用する場合は、原油等の仕入価格、売上原価及び売上高がわかる書類（仕入帳、試算表、売上台帳など）を提出してください。

※(ハ)-①、(ハ)-②利益率要件の様式を使用する場合は、税理士等の確認印がある売上高営業利益率がわかる試算表を提出してください。

⑤指定業種を営んでいることがわかる書類

許認可がわかる書類のコピー、取り扱う商品やサービスなどを確認できる書類、ホームページを印刷したもの、など。

⑥【任意】返信用封筒（レターパックか、必要分の切手を貼付した封筒）

※認定書を郵送で受け取ることを希望する場合、必須です。

■手続きの流れ

申請内容を審査し、認定書を発行します。（認定書の発行までは約1週間かかります。）

なお、申請内容が認定基準を満たさない場合は認定できません。

記載内容の訂正が必要な場合や、添付書類に不足がある場合は、電話で連絡いたします。

※市が認定した日から30日以内に、東京信用保証協会に対して保証を申し込んでください。

経営安定関連保証 5 号の様式例集

通常の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 - (イ) - ①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 - (イ) - ②
創業者の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 - (イ) - ③
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 - (イ) - ④
原油高の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 - (ロ) - ①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 - (ロ) - ②
利益率の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5 - (ハ) - ①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5 - (ハ) - ②